

## IASB「新興経済等の公正価値に関するインプット要請」に対する意見

平成 22 年 1 月 29 日

日本公認会計士協会

日本公認会計士協会は、金融危機に対する国際会計基準審議会の努力に敬意を表すとともに、「新興経済等の公正価値に関するインプット要請」に対するコメントの機会を歓迎する。

公正価値測定の実務上の困難性は、新興経済圏に限らずいかなる経済圏においても存在するものであり、既に公表された基準に関連する項目も含め、公正価値測定のための実務上のガイダンスの開発は極めて重要であると考ええる。

我が国においては、市場が発達した国と比してマーケットデータの制約が相対的に大きいといった問題(例えば、CDS や個別株オプションの市場価格が提示される会社数が少ない)が実務的に存在すると思われる。しかし、これらは入手可能なデータの相対的な差の問題であり、新興経済と先進経済との対比で論じられるべき問題ではないと考える。

このような状況において、どの程度のデータが入手可能であることをもって信頼に足る公正価値測定が可能であると考えべきかの判断基準が明らかでないため、実務上の対応に混乱が生じることが予想され、また、監査上の検証可能性にも懸念が生じる。我々は、これらの判断基準がガイダンスとして示される必要があると考える。

以下、特に実務上の取扱いを検討すべきと考えられる点を個別にコメントする。

### 1. 公表された市場価格のない資本性金融商品（非上場株式）の公正価値測定

IFRS 第 9 号「金融商品」では、公表された市場価格のない資本性金融商品の公正価値測定に関する十分なガイダンスが設定されていない。それらの金融商品は、通常、公正価値測定のための変数及び入力値の設定並びにそれらの補正計算に恣意性のある余地が大きい。また、投資者の保有持分が **Minority** である場合には、当該投資者にとっては公正価値測定のための十分な情報を得ることは通常困難であると思われる。これらの点について、実務上の判断基準及び実務上採用し得る考え方や手法をガイダンスにて明記すべきである。

当協会は、株式価値を評価する場合の実務について、「企業価値評価ガイドライン」を公表し、付表の測定技法を例示して具体的な算定式や留意点を示しており、非上場株式の売却などにおいて利用されている。株式価値測定にあたっては、非上場株式の銘柄ごとに属性を十分に検討した上で、これらの測定技法の中から妥当な方法を選択するものとしており、株式価値の評価技法としては我が国において確立した手法であると理解しているが、IFRS 適用上の公正価値測定技法として適切であるか否か、ガイダンスにて具体的に明示

されたい。また、実務上、これらの技法を組み合わせた測定が行われることがあるが、会計上そのような組み合わせが適切であるか否かについてもガイダンスにて明示されたい。なお、このような評価技法の選択は、十分な調査時間やコストを要するものであり、実務的な実行可能性については、懸念が残る。

また、例えば投資先が採掘産業を営む場合については、公正価値測定は可採埋蔵量の見積りに大きく依存するものであるが、それらを検証可能な程度まで信頼性をもって測定することは、たとえ専門家の関与があったとしても通常は困難と考えられる。このような投資先の株式についても公正価値測定を要求するのであれば、具体的なガイダンスの作成が必要と考える。

## 2．事業用資産の公正価値測定

有形固定資産や無形資産の公正価値測定についても1．に記載の事項と同様に、それらの資産は通常、公正価値測定のための変数及び入力値の設定並びにそれらの補正計算には恣意性が入る余地が大きいものと思われる。これらの点について、実務上の判断基準及び実務上採用し得る考え方や手法をガイダンスにて明記すべきである。

公正価値測定の公開草案にて提案された「最有効使用を前提とした資産の公正価値の測定」については、それが自らの現在の使用と異なる場合、公正価値測定のための前提となる情報や入力値の収集は実務上困難である。それらを検証可能な水準まで信頼性をもって測定することは、新興経済圏に限らずいかなる経済圏においても実務上困難と考える。

以 上

( 付表 )

( 1 ) インカム・アプローチ

フリー・キャッシュ・フロー法

将来の営業フリー・キャッシュ・フローの期待値を加重平均資本コストで割り引いた現在価値の合計を計算する方法。

調整現在価値法

全額自己資本によって資金調達しているものと仮定した場合の事業価値（無負債事業価値）に、負債による節税効果（利息支払による税金の減少額）の現在価値をプラスすることによって事業価値を計算する方法。無負債事業価値は、営業フリー・キャッシュ・フローを、無負債を仮定した場合の株主資本コストで割り引いた現在価値の合計であり、一方、負債による節税効果の現在価値は、将来の節税効果額をそのリスクを反映する割引率で割り引いた現在価値合計である。

残余利益法

評価時点において、営業活動に利用している総資産簿価に、将来における営業残余利益（税引後営業利益）の期待値の現在価値合計を加えることによって事業価値を算定する方法。

その他

( a ) 配当還元法

株主への直接的な現金支払いである配当金に基づいて株主価値を評価する方法。

( b ) 利益還元法（収益還元法）

会計上の純利益を一定の割引率で割り引くことによって株主価値を計算するものであり、一般的に収益還元法と呼ばれている方法。

( 2 ) マーケット・アプローチ

市場株価法

証券取引所や店頭登録市場に上場している会社の市場価格を基準に評価する方法。

類似上場会社法（倍率法、乗数法）

上場会社の市場株価と比較して非上場会社の株式を評価する方法。

類似取引法

類似の企業結合取引の売買価格と評価対象会社の財務数値に関する情報に基づいて計算する方法。

取引事例法（取引事例価額法）

評価対象会社の株式について過去に売買がある場合に、その取引価額を基に株式の評価をする方法。

### (3) ネットアセット・アプローチ

#### 簿価純資産法

会計上の純資産額に基づいて一株当たり純資産の額を計算する方法。

#### 時価純資産法（修正簿価純資産法）

貸借対照表の資産負債を時価で評価し直して純資産額を算出し、一株当たりの時価純資産額をもって株主価値とする方法。すべての資産負債を時価評価するのは実務的に困難なことから土地や有価証券等の主要資産の含み損益のみを時価評価することが多いので、修正簿価純資産法と呼ぶこともある。